
貸出用端末に関する Q&A

Q1 貸出用端末は、個人負担で購入する生徒が所持する端末と異なりますか。

A1 個人負担で購入していただく端末と、貸出用端末は同一機種です。

Q2 学年が上がるごとに申請が必要ですか。

A2 卒業されるまで貸し出しますので、学年が上がるごとに申請の必要はありません。

Q3 貸出用端末は家庭に持ち帰ることができますか。

A3 他の生徒と同様に持ち帰ることができます。なお、端末の充電は各ご家庭でお願いします。

Q4 家庭での通信料はだれが負担するのですか。

A4 各ご家庭で負担をお願いします。なお、通信機器がない場合は各ご家庭でご準備くださいますようお願いいたします。(Wi-Fi 環境が必要です。)

Q5 現時点では、皆美が丘女子高校に進学するのかまだ決めていません。

A5 皆美が丘女子高校に進学する可能性があり、かつ貸出要件に該当し、貸出用端末の貸与を希望される場合は、締切日(令和8年12月25日(金))までに申請を行ってください。

なお、申請後、最終的に皆美が丘女子高校以外に進学が決まった場合は、その時点で皆美が丘女子高校へご連絡ください。

Q6 申請期限後に家計が急変した場合は、どうしたらよいですか。

A6 家計が急変した時点で皆美が丘女子高校へご連絡ください。

お問い合わせ先 松江市立皆美が丘女子高等学校 事務室
TEL : 0852-39-0216
Mail : girls-hs@city.matsue.lg.jp